志免町消防団の設置等に関する条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第１項、第19条第２項及び第23条第１項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

**第２条**　町に消防団を設置する。

２　消防団の名称及び区域は、別表第１のとおりとする。

（定員）

**第３条**　団員の定数は、200人とする。

（任用）

**第４条**　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

(１)　町内に居住し、又は勤務する者

(２)　年齢18歳以上の者

(３)　志操堅固で、かつ、身体強健な者

（欠格条項）

**第５条**　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(１)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(２)　第７条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(３)　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

**第６条**　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

(１)　勤務実績が良くない場合

(２)　心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(３)　前２号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(４)　定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(１)　前条第２号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(２)　第４条第１号に該当しなくなったとき。

（懲戒）

**第７条**　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分としての戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(１)　消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(２)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(３)　団員としてふさわしくない非行があった場合

２　停職は、１月以内の期間を定めて行う。

（手続）

**第８条**　分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

（服務規律）

**第９条**　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

**第10条**　団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。また、特別の事情がない限り団員の半数以上の者が、同時に居住地を離れることはできない。

**第11条**　団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

**第12条**　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

**第13条**　団員には、別表第２に定める報酬を支給する。

（費用弁償）

**第14条**　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第３に定める費用弁償を支給する。

２　前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合には、一般職の職員に支給する旅費の例により、志免町特別職の職員で臨時又は非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年志免町条例第36号）の別表中、審議会、協議会等の委員欄に定める旅費を支給する。

（貸与品）

**第15条**　団員には、別に定めるところにより被服等を貸与する。

（公務災害補償）

**第16条**　団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷、疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における補償については、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例の定めるところによる。

（退職報償金）

**第17条**　団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

（委任）

**第18条**　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。